第明三治二十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第７００５号
埼玉県蕨市中央３丁目６－２
破産者　松江　真也
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７０８３号
東京都江戸川区春江町５丁目８－２－101
破産者　前川　　勝
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７１１１号
千葉県松戸市小金原９丁目２－４－103
破産者　斗舛　　稔
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７６９号
茨城県高萩市高浜町２丁目８番地の３
破産者　鈴木建設株式会社
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７７０号
茨城県高萩市肥前町１丁目125－１
破産者　鈴木　　哲
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９８３３号
東京都豊島区駒込６－26－３－201、住民票上の住所東京都豊島区西巣鴨３丁目９－４
破産者　細淵　　茂
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９６６号
東京都港区西新橋３丁目８番２号　萬楽園ビル２階
破産者　本州ラボ株式会社
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９６８号
千葉県市原市五井東３丁目３－１－302
破産者　半田　喜幸
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１１１号
東京都港区西麻布１丁目４番33号
破産者　株式会社シンシアティサービス
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０１１２号
東京都西東京市向台町２丁目６－６－303
破産者　大塚　明宏
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０９６６号
東京都品川区旗の台６丁目３番６号
破産者　協立精機株式会社
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１００９号
東京都台東区根岸４丁目18－８－601
破産者　古谷　正気
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５６６号
北海道恵庭市恵み野北２丁目13番２
破産者　株式会社Ｏｆｆｉｃｅ－Ｉｓｈｉｙａｍａ
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１５６８号
東京都荒川区東日暮里１－10－８－203、住民票上の住所北海道恵庭市恵み野北２丁目13－２
破産者　石山　雅之
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１６９７号
神奈川県横浜市戸塚区矢部町251－204
破産者　山本　史記
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１７３５号
埼玉県草加市栄町２丁目１番32号
破産者　株式会社千代田紙芸
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１８６８号
東京都大田区新蒲田３丁目６－16－404
破産者　武田　　基
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９４４号
東京都目黒区南１丁目１番12号
破産者　有限会社ロンビック
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９４５号
東京都目黒区南１丁目１－12
破産者　阿部己千雄
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１９４６号
東京都目黒区東が丘１丁目６－４
破産者　阿部　　忠
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２１１号
岐阜県美濃加茂市西町７丁目288－３－D102
破産者　高木　克史
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２１２号
岐阜県美濃加茂市西町７丁目288－３－D102
破産者　高木真由美
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部